エアバッグ類の引取基準

・解体業者がエアバッグ類を指定引取場所に引き渡す時は、エアバッグ類の適正かつ確実な引取りのために自動車リサイクル法に基づき自動車メーカー等が定める「引取基準」に適合する必要があります。
・取外回収・保管・運搬の各工程において安全を確保し、解体業者の利便性や運搬の効率性を実現するため、引取基準を下記のとおり設定しています。

引取基準

項　目	基準の主な内容
性　状	・運転席、助手席等のエアバッグはインフレータ（ガス発生器）の状態で、シートベルトプリテンショナーはベルトを巻ききった状態で、車台から取り外されていること ・電気式は電源線をショート（短絡）、機械式は安全装置をはたらかせた状態であること
荷　姿	・1台分のエアバッグ類を指定された容器・袋に梱包の上、専用の回収ケースに収納して引き渡すこと ・上記の容器・袋には収納されたエアバッグ類の車台番号を記入した荷札を付けること
引取方法	・事前に申告した運搬方法でエアバッグ類を指定引取場所に引き渡すこと ・電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

※引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、エアバッグ類回収料金は支払われませんのでご注意ください。

1．取り外したエアバッグ類の代表例

【取外し後のインフレータ代表例（この状態で専用容器、回収袋に収納）】

運転席エアバッグ（機械式）

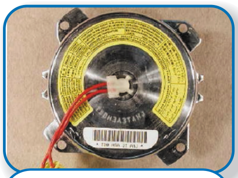
運転席エアバッグ（電気式）

助手席エアバッグ

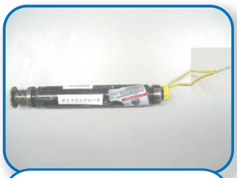
サイドエアバッグ

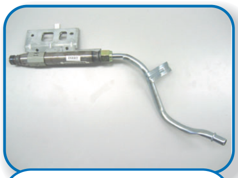
カーテンエアバッグ

【取外し後のシートベルトプリテンショナー代表例（この状態で専用容器、回収袋に収納）】

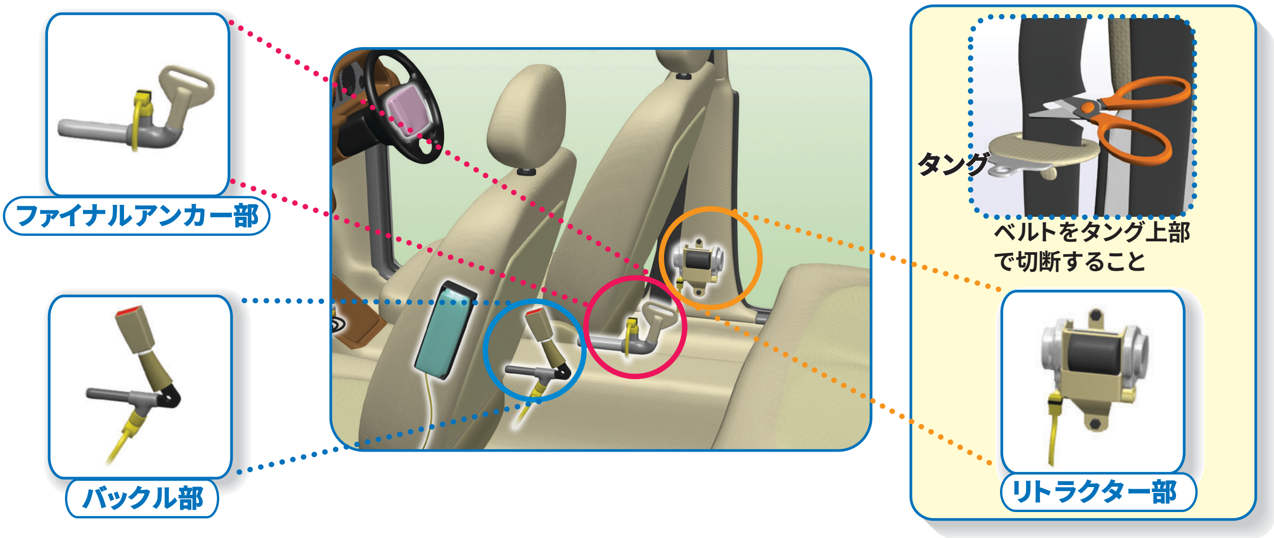

2．エアバッグ類の安全措置

【機械式のエアバッグ類（安全装置をはたらかせる）】

機械式エアバッグの安全装置（代表例）

正しい取外作業を行えば、必ず安全装置がはたらくようになっています。取外し後は安全装置に触れないでください。

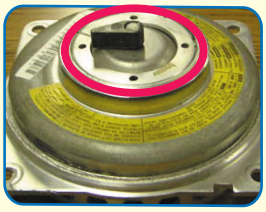

機械式シートベルトプリテンショナーの安全装置（代表例）

1.薄刃マイナスドライバーで復帰レバー部を押します。
2.セーフティレバーが引き上がって、右に90度回転し、安全装置がはたらきます。

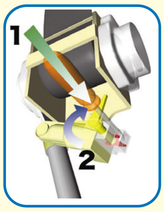

【電気式のエアバッグ類（ハーネス（電源線）をショート（短絡）させる）】

自動ショート機構がついたコネクターがある場合

［ショート方法］
コネクターを外します。

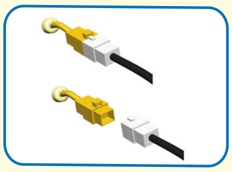

自動ショート機構やショートカプラの具備が不明な場合

［ショート方法］
インフレータの2本のハーネスを切断し先端の被覆をむいてよりあわせます。

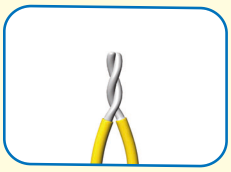

３．エアバッグ類の収納

・使用済自動車から取り外した後に安全措置を行った状態のエアバッグ類は、以下の方法で収納を行ってください。

※収納のための専用容器類は、自動車リサイクルシステムへの登録完了後、一定数を無償配付します。
※荷札については、無償配付分がなくなりましたら市販されている同種のものを購入してください。

【機械式インフレータ（運転席用）（所定の回収容器に収納）】

運転席用の機械式インフレータは、「機械式インフレータ専用回収容器」に収納します。

※収納する時は、容器に貼付されている注意事項にしたがって収納してください。

※インフレータを収納したら、上ふたと底ふたにすき間ができないようベルトでしっかり締めつけてください。

【機械式インフレータ（運転席用）以外のすべてのインフレータ等（所定の袋に収納）】

運転席用の機械式インフレータ以外のすべてのインフレータは、車台1台分をまとめて1枚の「回収袋」に収納します。

※複数車台分を収納する時は、1台分ごとに1枚の回収袋にそれぞれ収納してください。

【荷札の取りつけ（車台番号を記入）】

「機械式インフレータ専用回収容器」および「回収袋」には、エアバッグ類を取り外した使用済自動車の車台番号を記入した「荷札」を取りつけます。

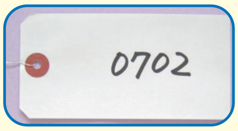

または

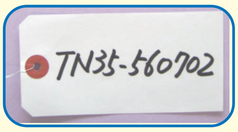

【荷札の取りつけ例】

※荷札には、車台番号の末尾4桁以上を記入してください。

【所定のケースへの収納】

荷札を取りつけた「機械式インフレータ専用回収容器」および「回収袋」は、複数台数分をまとめて1個の「回収ケース」に収納します。

※ふたがしっかり閉まる程度まで機械式インフレータ専用回収容器・回収袋を収納してください。
通常10個程度のインフレータ等の収納が可能です。

4．エアバッグ類の運搬

・引取基準に従って回収ケースに収納されたインフレータ等は、全国規模で整備される「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用して指定引取場所に引き渡すことができます。

・引取依頼の連絡を行うことにより、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可を有する専門の運搬業者が回収ケースを訪問回収します。解体業者が独自に運搬の仕組みを準備する必要がなく、運搬料金も着払いとなることから、「エアバッグ類運搬ネットワーク」の利用をおすすめいたします。

（1）エアバッグ類運搬ネットワークを利用する際の手順

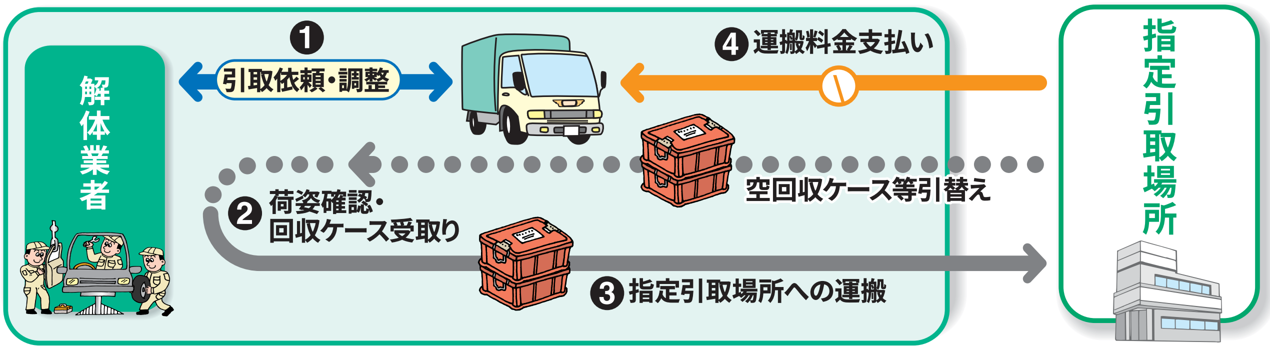

❶ エアバッグ類を引き渡す準備ができたら、すみやかに自動車リサイクルシステムの事業者情報登録時に申し込んだ運搬ネットワーク業者に引取依頼の連絡をし、日時を調整してください。

❷ 連絡を受けた運搬ネットワーク業者が回収ケースを受け取りに伺います（空ケース等と引替え）。その際、運搬ネットワーク業者は引取基準に従って、荷姿等を確認し、持参した「輸送伝票（6枚綴り）」に「貴社名」「 回収ケース番号」「 回収ケースに収納された車台番号」「車台ごとの回収個数」を記入して、控えとして「B票」をお渡しします。
※「輸送伝票」はエアバッグ類の収集・運搬に関する廃棄物処理法の委託契約書となりますので、運搬ネットワーク業者から渡される控えを廃棄物処理法に基づき5年間保管してください。

❸ 運搬ネットワーク業者は回収ケースを指定引取場所に運搬します。
解体業者は回収ケースを運搬ネットワーク業者に渡したら、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を実施してください。
（輸送伝票（B票）の記載内容を活用すると便利です。）

❹ 指定引取場所が運搬ネットワーク業者に運搬料金を支払います（着払い）。

輸送伝票イメージ

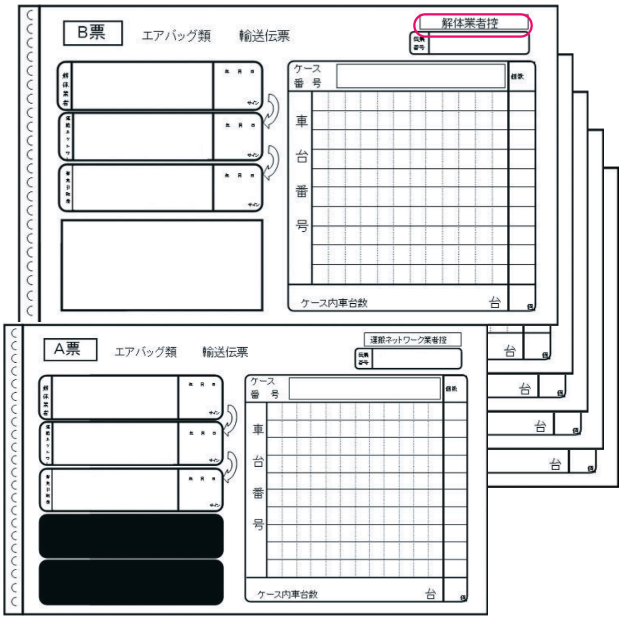

（2）「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用しない場合の注意点

・自ら、または「エアバッグ類運搬ネットワーク」以外の収集運搬業者（解体業を行う事業所を管轄する都道府県等と指定引取場所を管轄する都道府県等の双方から廃棄物処理法の収集運搬業の許可を受けていることが必要）に委託して指定引取場所に運搬することも可能ですが、運搬を委託する場合は以下の実務が必要になります。

1）廃棄物処理法の収集運搬に係わる委託契約が収集運搬業者との間で必要になります。

2）空回収ケース等を指定引取場所から持ち帰る必要があります。

3）運搬料金は解体業者に支払われることから、解体業者から収集運搬業者への運搬費用の支払い実務が発生します。

5．指定引取場所で引取りが拒否されるケース

◆引取基準で定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として指定引取場所での引取りが拒否され、エアバッグ類回収料金は支払われませんので、ご注意ください。

インフレータ等の状態が適切でないため、引取りが拒否されるケース（代表例）

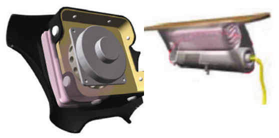
バッグやブラケット等がついている（モジュールの状態）

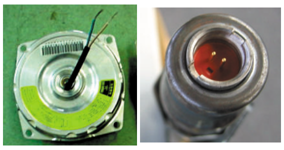
電源がショートされていない

安全装置がはたらいていない機械式エアバッグ

※写真の例は、ロック解除レバーがついた状態

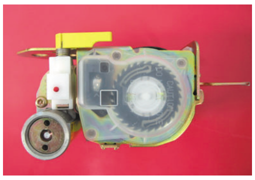
安全装置をはたらかせていない機械式シートベルトプリテンショナー

※写真の例は、セーフティレバーが正しい方向にセットされていない状態

ベルトが切断されていない

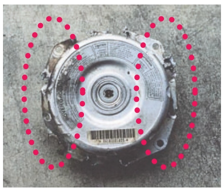
破損、あるいは変形したエアバッグ類

水に濡れたエアバッグ類

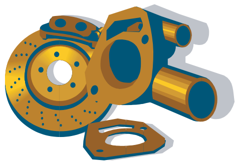
エアバッグ類以外の物品

収納方法が適切でないため、引取りが拒否されるケース（代表例）

指定外の容器・袋に収納

指定外または破損した回収ケースに収納

電気式インフレータを専用回収容器に収納

荷札を付けていない

電子マニフェスト制度による正しい移動報告が行われていないため、引取りが拒否されるケース（代表例）

- エアバッグ類の引渡報告未実施で引き渡された場合
- エアバッグ類の引渡報告で指定していない運搬方法で引き渡された場合
- エアバッグ類の引渡報告で指定していない指定引取場所へ引き渡された場合